

		<p>○保護の間に保護者と問題理解がはかられるよう、継続的に話し合う。</p> <p>○なお対立関係が続く場合、法28条申立て等の法的対応を実施する。</p>
--	--	---

### 3) 施設での被害事実の確認

#### ①初めに子どもから施設職員に打ち明けられた場合

- 子どもからの打ち明けは、突然のように思われるが、子どもなりに、打ち明けるタイミングや相手を考えてのことであり、打ち明けられた職員は、まず落ち着いて対応することが大切である。どのように聞けばよいか、戸惑いや不安は当然起こるが、子どもの語る内容をそのまましつかり聞き、事実の確認は必要最小限に止める（いつ、誰が、何をしたのか位で、詳しく聞きださない）。可能な限り、複数の大人が何回も聞くことは避け、対応者を限定させる。
- 話を聞いた後は、大事なことをよく話してくれたと子どもを支持し、あなたを守るために、施設としてきちんと対応したいことを説明し、速やかに児童相談所に連絡し、今後の対応を協議する。

#### ②他の子どもや学校教師などへ打ち明けられた場合

- 打ち明けられた子どもや教師などから報告を受けた場合、一番初めに、子どもがどのように打ち明けたのか、その内容はしっかりと把握しておき、それはサイドに置いて上記のように必要最小限の範囲でどのようなことが起こったのか、子どもの話を聞く（先に聞いた情報をこちらから尋ねて再確認するのではない）。

#### ○打ち明けられた子どもや教師の反応についての把握

性的虐待の事実を打ち明けられた子どもや教師にとって、事実そのものへの驚きや不安は大きく、「本当なのか？」と反応してしまい、内緒にしてほしいとの求めに、誰にも言えずそのまま心に抱えて悩むこともあり得るため、打ち明けられてどのように思い対応したのかをていねいに確認する必要がある。また、意を決して施設職員や学校教師に報告することで事態が動き出すと、報告してよかったですのか、と悩む子どももいると思われ、報告したことは決して間違つていなかつたこと、その子どもを守るために大事なきっかけとなっていることを伝え、打ち明けられたことでのショックや不安について、受け止める機会を持つことが必要である。

また、打ち明けられた子どもが思春期年齢である場合、打ち明けられたことで、その子ども自身の性的虐待被害がよみがえってきて、被害についての打ち明けがあり、不安定にあることがありうるため、十分留意し対応する。また幼児の場合、意味がわからず言いふらしてしまうこともあるので、大事な問題であること、大人がしっかり対応するので安心するよう、丁寧に説明し、見守りを続ける。

この段階で、被害を打ち明けた子どもには、大事な問題であり、子どもを守るために児童相談所に報告し相談していくことを子どもに説明する。年長児童などの中には、不安や抵抗感を示すこともあるが、よく話し合い、子どもが納得できるようにする。子どもが「内緒にしてほしい」と求めてきた場合、安易に了解の約束をしてしまわないようにする。

- 話を聞いた後の子どもについては、体調や気持ちに不調はないか十分に留意する。
- 家族との接触は、一旦、中止する。

### 4) 児童相談所による被害事実の確認

## ①被害調査面接～被害確認面接の実施

担当CWは、子どもから施設職員に語られた被害の概要及び、日常の子どもの状況（生活状況や特記すべきこと）、家族の状況などを確認の上、被害確認面接実施の適否、面接時期、場所等を決定する。子どもが施設職員に一定の被害事実を語っている場合、改めてCWが被害状況を調査する面接（被害調査面接）を行うのか、施設職員からの報告をしっかり受け止めたことを伝え、きちんと確認面接をすることを方向付けする面接に止めるのか、選択し、被害確認面接を行った場合、その後、家族や子どもの気持ち、体の状態などを十分に子どもと話し合う。

### 被害確認面接

司法面接手法に基づく、性的虐待の被害事実の確認面接で、客観的に、正確に被害事実を明らかにすることを目的とする1回のみの面接。

面接の進め方として、「〇〇が触ったの？」といった、先に答えを提示してしまうような質問や、誘導的、限定的な質問はせず、「何があったの？」「それで？」といったOpen-ended Questionにより、子どもが自分の言葉で自発的に語るようにすることが原則。

## ②婦人科診察

虐待行為の内容や時期にもよるが、性器への接触の可能性が高い場合、婦人科受診を行う。性器の損傷だけでなく、妊娠や性感染症の可能性もあり、婦人科受診は重要である。その場合、できる限り性的虐待について理解している医師を選択する。受診にあたっては、保護者（非加害親）の同意を得ておくことが望ましい。

### 5) 子どもへの対応（開示後の対応）

被害を打ち明けたばかりの子どもは、秘密にしていたことを打ち明けほっとする一方、自分の打ち明けで大変な事態になったことの重みや、保護者がどのような反応をしているかの不安などから複雑な気持ちを抱え不安定になっていることが多い。年少児童の中には、行為の意味が分からず、虐待を受けたという認識にまだ至っていないまま、こんなことをされた、と話をし、そこから性的虐待としての対応が始まり、戸惑う子どももあり、子どもの反応は様々である。

また、非加害親が守る姿勢を示している場合は大きな支えとなるが、非加害親が否認するなど、非加害親の態度によっては、非加害親との接触も遮断する必要があるため、家族に会えなくなったことで落ち込む子どももいる。

中には、不安から打ち明けた事実を撤回することもあり得るため、その場合も、改めてまた話を聞くこととして落ち着いて対応する。

いずれにしても、子どもに対しては、自己否定的にならないよう、十分配慮し支え、子どもが打ち明けたことは非常に大事なことであり、施設も児童相談所も守る姿勢でいることをしっかりと伝え、日常生活に戻れるよう支援する。

### ①施設の対応

○開示後の子どもの体調（不眠や頭痛、腹痛の訴えなど）や生活の様子、心理状態などについて留意しつつ、できるだけこれまでどおりの日課で進めるようにするのが望ましい。

○ただ、強い不安を訴えたり、集団生活や登校がしんどいなどの訴えがあるなど、虐待による影

響や打ち明けたことによる影響が大きい場合は、個別の配慮をしたり、児童相談所と協議し、医師への受診などを検討する。

## ②児童相談所の対応

- 児童相談所は、開示後、継続的に面接を行い、子どもが打ち明けたことの大さや、子どもを守るためにどのように対応していくかを、子どもが受け止められる範囲で伝え、フォローする。
- また、これまでの生活状況や家族に対する子どもの気持ちを十分に確認し、再アセスメント(今後のリスク、家族関係の課題など)のための整理をする。
- 児童福祉司とは別に、児童心理司により、子どもの気持ちを受けとめる時間をとっていくとともに、虐待により子どもにどのような影響があるか、施設からの報告も併せチェックし、より専門的なケアの要否を検討する。

## 6) 非加害親への対応

子どもからの打ち明けがあり、改めて性的虐待被害が判明したことを報告し、家族状況など、改めて非加害親と扱っていくべき課題を再確認する。

### 非加害親と扱う課題

- 性的虐待の事実の受け止め
- 子どもの受けた被害についての理解（虐待が子どもに与える影響）
- 虐待が何故起きたのか、家族関係の見直し
- 虐待が2度と起こらないようにするために何をするべきか、考えること
- 元々の入所理由についての解決への努力
- 今後の家族のかかわり、非加害親の果たすべき役割
- 子どもへのケアの必要性

## ①施設の対応

- 保護者対応については当面児童相談所に委ね、施設は後方支援に回る。
- 面会等は一旦中止。
- 非加害親からの接触については、児童相談所との協議の上、非加害親が子どもを守る姿勢を見せ十分安心できると判断された場合、施設から子どもの様子を報告し、立会いの上で面会も検討する。

## ②児童相談所の対応

- 子どもから被害事実を確認した上で、まず、非加害親への面接を行う。  
ポイントとしては、
  - ・非加害親が虐待の事実を知っていたかどうか、どのような状況で起きたと考えられるか
  - ・事態を理解し事実の究明や子どもを守ることを考える姿勢があるか、あるいは、事実を否認し、解決に協力的でないか
  - ・子どもに対する気持ち・・子どもの立場で考えられるか
  - ・虐待者との関係性（DVや支配関係の有無、経済的な問題など）はどうか
- など、しっかり見極め、どのような支援ができるか、検討する。

- 非加害親に当然起こってくる感情（ショックや混乱）もふまえながら、事態を受け止められるよう支援し、今後、子どもの安全をどのように守っていくか、話し合う。虐待者への面接についても説明し、協力を求める。

## 7) 虐待者との面接

### 虐待者と扱う課題

- 性的虐待の事実を認めること
- 子どもの受けた被害についての理解（虐待が子どもに与える影響）
- 虐待が何故起きたのか、家族関係の見直し
- 虐待が2度と起らぬないようにするための虐待者のとるべき対策

### ①施設の対応

- 虐待者からの接触（面会等）があった場合は禁止とし、子どもの様子伺いや面会要求など、何らかの動きがあった場合は、速やかに児童相談所に連絡する。

### ②児童相談所の対応

- 虐待者との面接はなかなか難航することが多いが、しっかり来所を要請し、子どもから確認した虐待事実を伝え、事実に直面化させる。行為を認めれば、事実関係の詳細を話してもらい、それ以上になかったのか、何故、そのような行為をしたのか、出来うる限り直面化させる。
- しかし、一部しか認めなかったり、「忘れた」等とはぐらかしたり、全面的に否認することも多い。非加害親が虐待事実を認めなかった場合は、虐待者と一緒にになって抗議していくこともあり、冷静かつ毅然とした態度で臨み、再度話し合う必要があることを伝える。
- いずれにしても、虐待者には、今後、子どもとの接触はさせないことを伝え、それに応じず、強引な面会や引き取り要求がある場合、一旦、子どもの一時保護も検討する。

## 8) 子どもの一時保護・法的対応

保護者（非加害親、虐待者）が性的虐待の事実を認めず、強く引き取り要求を行なってくるなどする場合、同意なく措置の継続を行うことは困難となる。子どもの安全確保をはかり、保護者との話し合いを継続する必要があり、施設への一時保護委託あるいは一時保護を実施する。

### ①施設での対応

- 一時保護委託への切り替えで子どもの施設での生活が継続できる場合は可能な限り子どもの生活が変わらずに維持できるよう努め、学校など関係機関にも協力を求める。

### ②児童相談所の対応

- 保護者からの直接的な行動がないと判断される場合は、そのまま一時保護委託に切り替え、直接的な行動が予想される場合は、子どもの安全確保を最優先に一時保護所での保護を実施する。
- 保護の間に保護者との継続面接を重ね、虐待事実を認め、子どもを守る対応をとれるよう問題提起する。
- なお対立関係が続く場合、家庭裁判所への法28条申立て等の法的対応を実施する。

## （2）子どもの示す様々な心身の症状や言動、問題に周囲が気付いた場合の対応

入所時点で性的虐待の事実が明らかにされ、保護者に対しても子どもに対してもかかわり・ケアがなされている場合でも、多くの子どもは何らかの性的虐待による心身の影響を示すが、これまで性的虐待の被害歴が把握されていないにもかかわらず、同様の症状や言動が見られた場合、性的虐待を疑ってみる必要がある（特に、複数の症状や言動があり、年齢相応の性的な関心や行動と考えにくいものである場合）。

＜性的虐待を受けた子どもの示す症状や行動＞

身体症状	夜尿、遺尿、頭痛、腹痛、不眠、食行動の問題（過食、拒食）など
情緒的問題	不安、気分変動、集中力の低下、過覚醒、対人過敏、抑うつ、自傷、解離など
行動上の問題	多動、乱暴、反抗、虚言、不登校、家出、盗みなど
性の問題	自慰、性的言動、異性への恐怖又は過剰な関心、性的なことの回避、性暴力など

但し、これらの症状や行動は、他の虐待を受けた子どもにも見られるため、この見極めは非常に難しく、子どもに開示の準備性ができていない中で先に心配を切り出して、かえって子どもが気持ちを抑え込んでしまうこともあるため、誰がどのように確認していくのか、時期やタイミングなど、十分に検討しながら対応する必要がある。直接性的虐待を焦点化させる形でなく、日常的な生活に沿って丁寧に話を聞き、症状に合わせた心理的ケアを行う中で、子どもが語り出すのを待つなど、施設と児童相談所で対応の工夫を検討していくことが大切である。また、家族との接触についても、面会や外泊を渋ったりしていないか、十分子どもの様子を確認し、疑いが強い場合、家族との接触、外泊などは、できるだけ延期・中止するのが望ましい。

この経過を経て、子どもから性的虐待の事実が語られた場合、先と同様に被害事実の確認に入る。但し、それまでなかなか打ち明けにくかった子どもであることを十分ふまえ、無理のないように進めることが必要である。

### （3）子ども間の性暴力（加害・被害）への対応

思春期に限らず、どの子どももそれぞれに性的発達の段階に応じて性的な関心や行動を示す。多くの場合、それは健全な範囲に止まるものであるが、時にその域を超えて他児を巻き込む性的な問題行動となる場合がある。その背景として、何らかの性的被害があり、家族関係の問題や情緒・発達面などに様々な課題があるなど考えられるが、特に性的虐待や性的暴力を受けた子どもは、対人関係の中に性にまつわるテーマが深く食い込んでいるため、こだわらざるを得ず、時として他児への加害行動や、性的被害を継続的に受けてしまう（嫌だと言えない、被害を打ち明けられない）事態に及ぶ。

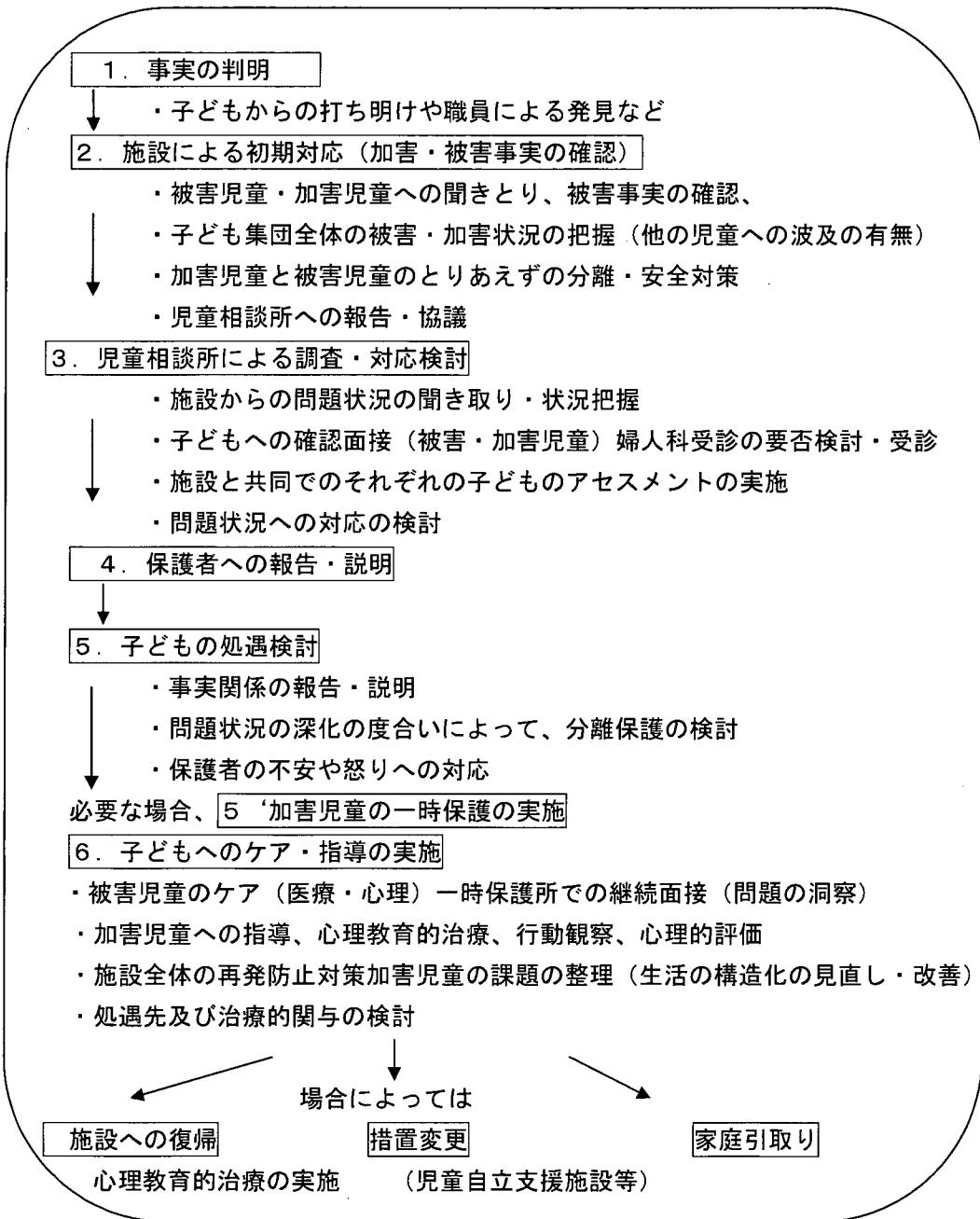
勿論、性的虐待の被害が全くない、あるいはないとと思われる子どもにも性的問題行動は見られるため、その背景を十分見極める必要がある。

特に、施設入所児童は、寝室や浴室、トイレなどを共同で使用し、日常の生活時間の大半を共にしているため、子ども同士のバウンダリー（身体接触やプライバシーの境界線）が曖昧になりやすく、学校などの場面以上に子ども同士での性的問題が起こるリスクが高く、そのことをふまえた十分な問題理解と対応が求められる。

#### 子ども間の性的加害・被害行為として

- ①裸や性器を見せ合う、といった幼児の性的好奇心の延長のような、遊びに近い行為
- ②愛着と性的関心が混在した、大人へも子どもへもスキンシップを求めるような性的行為（体や性器を触る、体をくっつける、抱きつくなど）
- ③発達障害がベースにあり、何らかの形で受けた性的刺激から性的なこだわりがコントロールしにくいもの
- ④明らかな性的虐待、性暴力の被害体験があるもの
  - ・直接の性的被害を受け、性的トラウマが対人関係に深く入りこんでいるため、性的関係性に陥りやすい、あるいは、性的被害を受けても動けなくなってしまう。
  - ・性交場面やポルノなどを始終見せられる養育環境では性的関心が必要以上に高くなる。
- ⑤思春期の性衝動と、虐待被害などの生育歴からくる対人関係の問題（相手を尊重できない、攻撃的、暴力的）が重なり、一方的に、時に暴力や強要を伴った性的行為を行ってしまうものの年齢とともに行為は大人のそれと近くなり、直接の性器への接触が多くなり、性交に及ぶこともある。この子ども同士での性的加害・被害の関係は、同姓間でも異性間でも起こる。一対一の関係だけでなく、一人の子どもが複数の子どもへ、あるいは複数の子どもから一人の子どもへ為され、連鎖的に複数の子ども間での加害・被害の問題に発展することも少なくない。被害を受けた子どもで性的虐待歴があり、元々のトラウマから性的行為に対処できず、再び加害—被害関係に陥ってしまうことがあることを留意しておく必要がある。また、年齢層も様々であり、年少児童同士の場合もあれば、年長児童から年少児童へ、あるいは年長児童同士もある。施設の子ども集団においての子どもの抱える課題の重なり具合などによって、どの子ども集団にも起こりえることをふまえておく必要がある。

【対応の流れ】



## 1) 性的加害・被害事実の判明

<性的加害・被害の判明の状況>

判明の経緯	子どもの状況と対応
被害児童から職員や保護者への打ち明け	1回の被害、あるいは継続しても早い段階で職員に相談する場合が多いが、中には、かなり問題が深まって初めて打ち明ける場合もあり、子どもに援助を求めるニードがある。
被害児童から他児へ打ち明けがあり、職員に報告	被害児童がすぐには職員に打ち明けられず、対処に困って親しい友人に相談。事実が明らかになることへの不安やとまどいがある。 打ち明けられた児童に問題認識があつて解決への一歩となるが、打ち明けられた児童へのケアも必要。
行為の現場を職員が目撃	就寝中の居室や風呂場、押入れ、グラウンド、その他様々な死角となる場所で、時間帯も様々であるが、気づいた時にはすぐに対応する必要がある。加害・被害児童それぞれの戸惑いに留意しつつ、事実の直面化をはかる。
行為の現場を他児が目撃し、職員に報告	同室、あるいは、たまたま居合わせた他児が目撃し、すぐに報告、という場合が多いが、一定、継続していて知っていた、あるいは何らかの関与があることもある。その中で職員に報告した他児の戸惑いや不安に十分留意しつつの聞き取りが必要。
子どもの言動から様子のおかしさに職員が気づく	トイレから一緒に出てくる、2人で姿が見えなくなるといったことや、集団での行為があり、子どもの居室に入ると急に全員が静かになる等の様子のおかしさがある、子どもの性化行動が顕著になる、帰園が遅くなる、職員と話さなくなった等に気づいた場合、できるだけ早く確認するとともに、職員間で情報を共有し対応を検討する必要がある。
被害児童あるいは加害児童の他の問題に対処している中で性的加害・被害事実が語られ判明	子どもの無断外出や非行、不登校、自傷、暴力などの問題が目立ち出し、その問題について子どもと話合いをしている中で、性的被害事実（時に加害事実）が打ち明けられることがある。 被害体験が重ねられている場合も多く、打ち明けた子どもの気持ちを十分理解し、対処する必要がある。

### ◆判明時の留意点

- 子ども同士の場合、互いに触りあう等、被害と加害が交錯していることも少なくないため、加害・被害両方の視点をもってどのような行為があったのかを確認していく必要がある。
- 加害児童については、過去に被害体験があり、被害から加害へ転じる場合もあることに留意する必要がある。
- また、それらの行為を目撃し、加害児童から話を聞いた他の子どもが、刺激を受け、同様の行為

を始めるといった連鎖が起こることもあり、複数の加害・被害の問題へと発展する場合もある。○複数の加害・被害児童がいる場合、関係する子ども全員に面接し、どのようなつながりになっているのか、全体を把握する。いずれにしても、早期に発見し被害を食い止めるためには、日ごろから一人ひとりの子どもとの対話や生活状況の観察が重要である。

## 2) 施設での初期対応

### ①被害児童への確認

○施設内での性的加害・被害の問題の場合、最初に打ち明けられる、あるいは気付き対処するのは施設職員であることが多く、最初の事実確認も施設職員が担うことになる。

○面接の進め方としては、先の性的虐待の判明時の対応手順と同様に、話を聞く職員を限定させ、子どもが語る内容を損なわないようにしながら、誰が、いつ、何をしたのか、の事実をできるだけ正確に把握し、記録する。その際に、可能な範囲で、他の児童からも性的被害を受けていないか、また、他に性的被害を受けている子どもはいないか、といった確認も行い、子ども集団の状況を把握する。

○打ち明けは、就寝時など突然で、職員側に聞き取りの準備が整っていないことが多いが、改めて話を聞く場を設定するとしても、骨子だけはしっかり確認し、大事な話として受け止める姿勢を示し、子どもを安心させるとともに、同じ施設内での出来事であるだけに、子どもの安全がはかれるか十分吟味し、次の聞き取りを速やかに行うようとする。

○その後の被害児童の安全確保・見守りは十分な体制を用意する。

○なお、女児で膣への挿入がなされている場合は、出血や妊娠の可能性もあるため、医療対応の要否を判断し、必要であれば、速やかに対応する。

### ②加害児童への確認

○加害児童への事実の確認は、できるだけ直接担当職員を避け、一定の距離を持った立場の職員が冷静にかつ穏やかに面接ができるようにする。

○面接の目的は率直に切り出し、加害事実について認めるかどうか、認めた場合の具体的な加害行為の内容、今回判明した以外の加害・被害事実の有無、今の気持ちなどを確認する。

○加害事実について否定し、一部しか認めないこともあります。その場合、再度、性の問題の大切さを説明しつつ、それに向き合うこと、間違った行動であり、二度としてはいけないものであるが、修正し成長することができることを伝え、加害児童との話し合いを継続する。また、今後は児童相談所と一緒に対応していくことを伝える。

○子どもが語れるなら、被害を与えたことについての気持ちや、これまでの生活の中で本人自身が困っていること、気になっていること、施設の子どもたちとの関係などについても確認する。

○被害の発生した時間帯や場所などについて、特定できれば、起こりやすい要件としてチェックし、生活構造の改善を検討する。

### ③確認後の対応

○安全確保・再発防止－被害児童、加害児童の面接後、いずれにしても、当面、被害を受けた子どもの安全確保を最優先させ、双方の接触がなされないよう、施設内での分離をはかる（居室等の工夫）。特に年長児で加害行為が頻回であり、性行為に及んでいる場合、分離保護や個別処遇の場を用意する。

○施設内の被害状況の把握－他に被害・加害の児童はいないか、情報を集め、名前が上がっている

場合、観察や直接の聞き取りを実施するなどして、施設内の被害状況の全体的な把握に努める。また、場合によっては、施設入所児童全員に被害を受けていないかの聞き取り調査や、問題を深刻に受け止めている子どもがいるか等の調査も必要である。

○被害児童・加害児童についての当面の問題整理—被害児童、加害児童についての生活状況や課題などを改めて整理する。

- ・生活の様子（体調や日常の過ごし方、ストレス源や気になる問題の有無）
- ・子ども同士の関わり方（普段の付き合い方、どのような集団力動の中で起こったのか）
- ・これまでの性的虐待被害の有無
- ・家族との関係や生育歴の中で気になる点の有無

できる範囲でこれらを確認・整理し、事実関係とともに速やかに児童相談所に報告する。

### 3) 児童相談所による調査・対応検討

①報告を受けた児童相談所は、速やかに対応し、施設での問題状況の把握を行う。

○施設内性暴力事実の内容確認、

○加害・被害児童それぞれの語っている内容・加害・被害児童それぞれの施設での生活状況（生活の様子や援助課題、家族背景など）

○施設での子ども集団の状況、児童の担当が複数の児童相談所にまたがっている場合、十分、連携体制を協議する。

②被害児童・加害児童への調査面接・被害確認面接—調査面接は被害確認面接手法に準じ、できるだけ客観的な事実確認に努める。重篤な被害、加害児童が事実を否認している場合は、被害児童に対し、きちんとした枠組で、前記、性的虐待の被害確認面接を行う必要がある。加害児童についても、事実確認面接を行う。

○被害児童—いつ、誰からどのような行為を受けたのかといった被害確認面接の上、体調や今の気持ち、不安や混乱の状態、加害児童との関係性、過去に同じような被害にあっていないか、などを確認する。また、施設での生活の様子や他の子どもとの関係、しあわせのこと等についても話を聞き、安全感が大きく損なわれていないかチェックする。情緒的な混乱や不安が強い場合、医師、心理司の面接も実施する。

○加害児童—加害行為が本当にあったのか、いつごろから誰にどのような行為をしたのか、冷静な態度で事実を確認する。一定の加害事実を語った場合、自分の行為をどのように思うか、何故そのような行為に及んだのかの確認とともに、施設での生活の様子や他の子どもとの関わり状況、自分について、家族について等を聞く。加害行為を否認する場合は、大事な問題であることを説明し、後日、継続面接を続けるか、一時保護の検討を行う。

③施設と共同での至急の第一次アセスメントの実施

施設からの報告、児童相談所での面接結果を総合的に見て、今後の対応を検討するため子ども一人ひとり、関与する子ども全員のアセスメントを実施する。

○子ども集団全体の関係性・力動、問題発生経過などの把握—なぜ、どのような経過をたどって起こったのか、とりあえず今、把握できる生活構造の課題は何か

○加害児童が性的加害に及んだのは何故か、何が課題か、問題が継続する可能性はあるか、どのような治療的関与が必要か、今の施設処遇の中で対応できるか、一時保護の要否（重篤な問題、否認している場合、被害児童の不安・混乱が大きい場合など）

○被害児童が何故、性被害を受けたのか、今の心身の状態は緊急対応の必要があるか、援助課題は何か、どのようなケアが必要か

○緊急処遇の検討

④保護者への報告・説明

○事実関係の報告・説明—事実関係の整理を行った上で、加害・被害それぞれの子どもの保護者に対し、できるだけ速やかに性暴力の事実を報告する必要がある。施設と合同での面接・訪問などの場を設定し、施設管理下で起こったことの謝罪とともに、問題発生の経緯や子どもの状態などについて、真摯に説明し、今後の対応（被害児童の安全確保とケア、加害児童への指導）についての理解・協力を努める。

○保護者の不安や困惑、怒りへの対応—被害児童、加害児童の保護者が示す感情（被害側・・子のダメージへの心配や加害児童側への怒り等、加害側・・ショックや困惑など）は当然のものであり、十分受け止める必要がある。特に、被害児童の保護者が加害児童側の謝罪を求めるとも少なくない。それに対しては、基本的には入所中の監護責任は施設にあることを明示し、被害児童へのケア、加害児童への指導（加害行動の振り返り等）に施設・児童相談所で対応努力すること、施設として指導体制の見直し等をはかっていくことなどについて丁寧に説明し、継続的に報告、話し合いを行う。

⑤子どもの処遇検討

被害児童の安全確保については十分検討し、まずは加害児童と被害児童の分離処遇（施設内での分離が可能か、別処遇か）を実施し、加害児童の抱える問題の大きさや再発の可能性によっては、一旦、加害児童の一時保護を行う。その際、加害児童の保護者には、十分説明し、承諾を得る必要がある。

⑥加害児童の一時保護・その後の処遇

加害児童の一時保護は、子どもに自分の加害行為を振り返らせ、問題の重大さを自覚させるとともに、継続面接や心理検査、医師の受診、保護所での行動観察などにより、子ども自身がこれまでの生活の中で抱えている様々な気持ちやストレス要因の理解・整理、発達の課題などを見極め、施設復帰（生活指導と加害者治療プログラムの実施）の適否、より適切な処遇の要否（児童自立支援施設など）を慎重に検討する。加害児童自身の性的虐待の被害歴が明らかであり、保護中に判明する場合もあり、加害児童自身への治療的関与もしっかり視野に入れる。適切な施設処遇が困難である場合、あるいは家庭での指導が可能である場合、引き取りの適否についても検討する。最終的に子どもの問題改善のアセスメントを行い、処遇を選択実施する。

⑦被害児童へのケア・指導の実施

被害児童については、性的虐待を受けた子どもと同様に、性暴力によるショックや戸惑い、不安などを十分受け止め、何が起きたのかを整理し、安全感の回復に努めるとともに、心身の状態を十分把握し、必要なケアを検討、実施する。（混乱や不安への手当、性教育など）

⑧施設の指導課題、指導体制の再構造化への支援

一定の問題整理の中で、子どもへの個別・集団ケアの課題を整理し、ハード・ソフト両面からの再構造化をはかるための支援を行う。性的問題への対応だけでなく、子どもの発達や情緒面の理解、子ども自身が自分を守れるような権利擁護の取り組み、生活支援の中での留意点の助言（日課の流れやルールなど）、建物構造の検討、バウンダリーの確立などを行う。

## ケアガイドライン 実践編

### 「ケアガイドライン・チェックリスト」

この「ケアガイドライン・チェックリスト」は、性的虐待や性被害を受けた子どもを施設に受け入れるにあたって、また、入所中、退所後のケアで配慮が必要な項目、配慮が望ましいことをチェックリストとして示しています。これらの項目は、全ての子どものケアに必要な配慮、望ましい配慮になるはずです。

子どもにとって施設の生活環境が現在どのような状況なのかを改めて見直し、どうあるべきかを検討するなど、より一層ケアの専門性を高めるためにご活用ください。

それぞれの項目に基礎編の関連ページを記載していますので、並行して活用ください。

#### STEP 1 子どもが安全・安心して生活できる生活環境(居場所)をつくる

- 1  施設の建物構造の課題や問題点を把握している
- 2  施設内で職員の目が届きにくい場所を把握している
- 3  緊急時に使用する部屋がある（静養室・個室など）
- 4  年齢に応じた個のスペースを意識した空間づくりの工夫をしている（個人スペースと公スペースの区別、また持ち物の整理・管理など）
- 5  子どもの問題がおきやすい時間帯を把握し、それに応じた勤務体制を工夫している
- 6  入所前に職員全員で児童の状況を確認している（入所前カンファレンス）
- 7  入所時に「子どもの権利」について説明している
- 8  入所時に施設生活のルールについて説明している
- 9  日常的な児童の状況について引継ぎができている（記録と引継ぎ）
- 10  子どもと職員間に信頼関係ができている
- 11  職員同士で相談できる体制がある（職員同士で性の課題について、オープンに話せる雰囲気がある）
- 12  職員の役割分担がはっきりしており、S Vを受ける体制がある
- 13  幼稚園や学校の先生との連携がとれている
- 14  児童相談所との連携がとれている
- 15  問題が生じた時に相談できる外部機関がある

#### STEP 2 子どもの再被害や問題行動を予防し、健全な発達を支援する。

組織としての対応体制の確立と家族を支援する（子どもと家族のエンパワーメントおよび心理教育的アプローチ）

- 1  一人ひとりの子どものアセスメントができている
- 2  子ども集団の状況について定期的にアセスメントする機会をもっている

- 3  子どもの支援計画を作成する人が決まっている
- 4  子どもの問題行動を予防する取り組みを行っている（C a p プログラム等）
- 5  暴力防止に対する取り組みを行っている（セカンドステッププログラム等）  
※問題のある子どもへの取り組みのみならず、周囲の子どもも育てるプログラムの展開問題の子どもを周囲の子どもで抱えることができる集団づくり
- 6  子ども全員に対して性教育をおこなっている
- 7  性被害を受けた子どもへの性教育を行っている
- 8  施設内で性的加害・被害が起きたときの対応マニュアルを作っている
- 9  児童相談所との連携による外泊や面会のマネジメントができている
- 10  非加害親を中心とした家族への支援ができている

### STEP3 子どもや家族の個別課題を理解し、施設内で組織的アプローチや外部の関係機関と援助連携を図る（一人ひとりの子どもへの心理治療など専門的取り組みの実施とその子どもを支援する体制づくり）

- 1  性被害を受け、治療を受けている子どもを支える体制がある
- 2  性被害を受け、専門的治療が必要な子どもへの心理的治療が実施できる体制がある施設内心理士による実施もしくは外部機関との連携による実施)
- 3  性暴力防止プログラムがある
- 4  家族への支援プログラムがある
- 5  外部のスーパーバイザーを招いてケースカンファレンスを実施している
- 6  子どもが精神的に不安定になったときに受診できる医療機関をもっている

## STEP 1 子どもが安全・安心して生活できる生活環境(居場所)をつくる

### □ 1 施設の建物構造の課題や問題点を把握している ⇒ 基礎編 25 ページ

- 子どもが安全で安心できる生活を送るためには、まず、施設の建物構造が子どもにとって安全かどうか、子どもの年齢や発達状況ごとに確認します。
- 重大な事故につながる可能性のあったヒヤリハット事案については、記録するとともに、職員会議で話し合い、リスクを共有します。
- 設備の修繕や子どもへの配慮を検討し、事故を未然に防止する手立てを行います。

### □ 2 施設内で職員の目が届きにくい場所を把握している ⇒ 基礎編 25 ページ

- 子ども間のトラブルや暴力が深刻化しないため、生活時間帯ごとに職員が目の届きにくい空間について、職員間で確認し合い、把握します。
- 職員の目の行き届きにくい空間については、子どものプライバシー等にも配慮しながら、どのようにその空間を変えるのか、生活時間ごとにどのようにそれぞれの担当職員が子どもの動きを把握するのかなど、施設の建物構造の課題や問題点をカバーする対応を検討します。
- 検討した内容を職員全体で共有するとともに、職員の異動後も対応できるよう、確実に引継ぎます。
- 新たな課題や問題点が把握されたときは、その都度、小規模な修繕も含め対応し、職員全体の動きを見直します。
- 施設の大規模修繕や改築等整備事業の際には、これまで積み重ねた検討内容を活かします。

### □ 3 緊急時に使用する部屋がある（静養室・個室など） ⇒ 基礎編 25 ページ

- インフルエンザなど感染症対策だけでなく、子どもの問題行動を指導する際にも静養室や個室など集団生活から離れた部屋の活用が有効なことから、工夫して整え、その活用が子どもにとってどんな意味があるのか、どのような環境にしてどのように職員がかかわるのかなどを職員全体で共有します。
- 子どもや職員等に暴力行為を起こした子どもに対しては、職員がチームで対応し、落ち着いて自分の行動や気持ちを振り返る支援を行う部屋として活用します。
- 怒り等の感情のコントロールの難しい子どもに対しては、自ら気持ちを静めるタイムアウトをする部屋として活用するなどルールを職員とあらかじめ決めておきます。
- 身体的暴力や性的暴力を受けるなど被害を受けた子どもに対しては、職員が付き添い、職員がそばにいるなどの安心感を与える部屋として活用します。

□ 4 年齢に応じた個のスペースを意識した空間づくりを工夫している

⇒ 基礎編 16 ページ

□子どもの年齢ごとに、自立に向けた課題について支援するため、年齢に応じて、他の子どもと共有する空間と、自分だけの空間とを、部屋や家具の配置等により区別して、意識させます。

□子どもの年齢に応じて、共有する空間と違い、一人ひとりの空間については、その子どもに無断で入ったり、持ち物を触ったりしないようルールについて説明し、なぜそのようにするのかを話し合います。

□子どもの年齢に応じて、他者との境界や自尊感情を育てるため、自分の持ち物が整理しやすいように、幼児は色分けした引き出しや戸棚を用意するなど工夫をします。

□共有する空間を使う際には、片付けなどのルールを伝え、互いに不快な思いをしないよう、配慮の気持ちや行動を育てる工夫をします。

□ 5 子どもの問題が起きやすい時間帯を把握し、それに応じた勤務体制を工夫している

⇒ 基礎編 25 ページ

□子ども間のトラブルや、問題が起こった時間帯を記録し、施設全体で把握します。

□各棟や各グループで起こった子ども間のトラブルや問題であっても、施設全体の課題として認識します。

□把握できた子ども間のトラブルや問題の起きやすい時間帯に必要な対応を検討し、その対応に要する職員体制が組めるよう、勤務時間の調整など勤務体制の変更など工夫します。

□ 6 入所前に職員全員で子どもの状況を確認している ⇒ 基礎編 56 ページ

□児童相談所に対しては、入所前に児童記録や心理検査等の記録送付を依頼し、一時保護時の行動観察の結果等の情報も得ておきます。

□保護者対応や子どもの養育上特別な配慮が必要な場合は、児童相談所に連絡し、入所前に協議を行い、具体的な対応について役割分担を行います。

□基幹的職員や担当グループのリーダー、子どもの担当者、心理職員、家庭支援専門相談員等で、入所前にカンファレンスを行い、入所する子どもの状況や子どもの入所に対する気持ち、予測される問題やリスク、保護者対応等について話し合います。

□職員全員で、入所する子どもの状況や予測される問題やリスク、援助の方向性を共有します。

□ 7 入所時に「子どもの権利」について説明している ⇒ 基礎編 58 ページ

□児童相談所の担当者から「子どもの権利ノート」を受け取り、説明を受けたことを確認します。

□入所時に、施設での生活について説明する際、「子どもの権利ノート」に書かれていることについて子どもからの質問に答えます。

□子どもの権利を具体的に守るために、施設で実際に行っていることを説明します。

□子どもに関わる職員が「子どもの権利」について理解し、子どもにわかりやすく説明し、子どもからの質問に適切に対応できるよう、ロールプレイなどの研修を実施します。

**□8 入所時に施設生活のルールについて説明している ⇒ 基礎編 57 ページ**

- 入所時に、子どもの年齢や発達状況に応じて、わかりやすく施設生活のルールについて伝え、なぜそのようなルールを守る必要があるのかについて具体的に説明します。
- 子どもの状況に応じて、視覚的な方法や実際の場面を説明するなど理解できるよう支援します。
- 子どもからの質問を積極的に促し、わかりやすく説明します。
- 施設生活のルールについて、全職員が必要性や説明内容を理解し、子どもにわかりやすく説明できるよう、ロールプレイ等の研修を実施します。

**□9 日常的な子どもの状況について引継ぎができている**

- 勤務の交代にあたっては、勤務時間に職員が把握した個別の子どもの状況と子ども集団の状況について、記録し視覚的に伝える工夫をします。
- 勤務の交代の引継ぎの際には、会議の持ち方や参加職員などを工夫し、子どもの状況が全体で共有できるようにします。

**□10 子どもと職員間に信頼関係ができている**

- 子どもが安全に安心して生活するために、困ったときや暴力を受けたときは職員が守ってくれるという基本的な信頼感を子どもたちが抱くよう、暴力は許さない文化を施設全体で確認します。
- 職員は、子どもの気持ちや意見を吸上げ、支援してくれるという信頼感を育むため、個別に職員と子どもが話す時間の設定や意見箱への対応など、複数の機会を確保します。

**□11 職員同士で相談できる体制がある**

- 職員が感じた、今後起こりうる子ども間の暴力などのリスクについて、ためらいなく話し合える機会を設定します。
- 特に、子どもの性的問題行動など常に子どもの間で起こりうるリスクがあるという意識を職員全体でもてるよう、意識的・反復的に学習や共通認識の基盤をもつ機会をもちます。
- 子どもの性の発達に関する最低限の医学的、心理的知識を共有し、職員間でオープンに話し合える雰囲気を作ります。

□12 職員の役割分担がはっきりしておりスーパーバイズ体制がある

- 一人ひとりの職員の個性や支援の個別性を認めながらも、各職員が組織的にどのような役割分担で子どもたちの生活に関わり、どのように連携するのかについて明確にし、共有します。
- 特に、子ども間の暴力等の問題を発見した時、職員が適切に対応できるよう、誰に報告し、協議して誰と対応するのかなど対応体制を事前に決めておきます。
- 毎年度それぞれの職員について誰がスーパービジョンを行うのかなど組織内スーパービジョン体制を整えます。
- 施設内の新たな問題について対応する際に外部のスーパーバイザーの支援を受けるなど体制を整えておきます。

□13 幼稚園や学校の先生との連携がとれている ⇒ 基礎編 61 ページ

- 子どもが毎日通う地域の幼稚園や学校の先生と日常的な連携をとります。
- 新たに担当する幼稚園や学校の先生には施設見学会を設定するなど、施設における子どもの生活や支援方針など理解を促すよう定期的・組織的に協議する機会をもちます。
- 子どもの問題行動が予測される場合や継続する場合など、施設と学校が指導方針を共有し連携して対応することが必要な場合には、個別の会議を設定します。

□14 児童相談所との連携がとれている ⇒ 基礎編 61 ページ

- 入所前に、子どもの状態や生活状況、子どもの気持ちや、心理学的所見や医学的診断などの情報の提供を受けます。
- 保護者対応や子どもの養育上特別な配慮が必要な場合は、児童相談所に連絡し、入所前に協議を行い、具体的な対応について役割分担を行います。
- 入所後、施設での行動観察や、心理職員の関わり、保護者への対応等を踏まえた施設側のアセスメントの結果、児童相談所のアセスメントと異なる場合は、協議する機会をもち、支援方針を見直します。
- 子どもの問題行動が起こったり、今まで把握されていなかった家庭内の虐待が発覚したりする場合など子どもや保護者に変化があったときには、児童相談所に随時連絡をとり、対応を協議します。
- 施設と児童相談所が、新任職員を含めて双方の機能や役割を理解きるよう、合同で研修会等を実施します。

□15 問題が生じた時に相談できる外部機関がある ⇒ 基礎編 61 ページ

- 子どもの起こす問題によっては、施設だけで対応できないことから、児童相談所との連携を中心に、地域の医療機関や警察等の関係機関とも協働体制を図ります。その際に、施設の援助内容や子どもの生活状況などをガラス張りにして協働関係を築きます。
- 問題の内容によっては、弁護士や医師など専門的な対応について相談できるよう、施設や子どもの状況に理解のある外部機関の情報を得ておきます。

## STEP 2 子どもの再被害や問題行動を予防し、健全な発達を支援する。

組織としての対応体制の確立と家族を支援する（子どもと家族のエンパワーメントおよび心理教育的アプローチ）

### □ 1 一人ひとりの子どものアセスメントができている ⇒ 基礎編 56 ページ

□児童相談所に対しては、入所前に児童記録や心理検査等の記録送付を依頼し、一時保護時の行動観察の結果等の情報も得ておきます。

□保護者対応や子どもの養育上特別な配慮が必要な場合は、児童相談所に連絡し、入所前に協議を行い、具体的な対応について役割分担を行います。

□基幹的職員や担当グループのリーダー、子どもの担当者、心理職員、家庭支援専門相談員等で、入所前にカンファレンスを行い、入所する子どもの状況や子どもの入所に対する気持ち、予測される問題やリスク、保護者対応等について話し合い、それを職員全員で共有します。

□入所して一定期間後、子どもの様子や保護者のかかわり、心理職員の見立てなど情報を集約し、施設として、その子どものアセスメントを実施します。

□児童相談所のアセスメントと異なった場合は、協議を行い、共通の援助方針を共有し、役割分担して対応します。

### □ 2 子ども集団の状況について定期的にアセスメントする機会をもっている

⇒ 基礎編 56 ページ

□一人ひとりの子どものアセスメントを実施するとともに、子ども集団の力動や関係性について、日常生活上ののかかわりや記録をもとに、各グループだけでなく、施設全体で情報共有します。

□施設全体で把握した子ども集団の力動や関係性について定期的にアセスメントします。

□今後予測される問題やリスクの発生を予防するため、子どもの行動を予測し、事前に介入します。

### □ 3 子どもの支援計画を作成する人が決まっている ⇒ 基礎編 56 ページ

□一人ひとりの子どもの支援計画の作成にあたって、担当職員、各グループのリーダー職員、心理職員、家庭支援専門相談員、基幹的職員などの役割分担を決めておきます。

### □ 4 子どもの再被害や問題行動を予防する取り組みを行っている

□保護者から虐待を受けて暴力被害を受けた経験のある子どもは再被害に会いやすい傾向があることから、これまで受けてきた虐待や被害について、暴力として認知できるよう支援します。

□子どもには、暴力から守られる権利のあることについて、入所時だけでなく繰り返し話し合う機会をもちます。

□どの子どもにも暴力から守られる権利があり、子どもが自ら守る方法を身につけ、信頼のできる大人に助けを求めるこができるよう、C A P プログラムなどのプログラムを実施します。

## □5 暴力防止に対する取り組みを行っている

- 入所前の生活で、保護者から虐待を受けて暴力被害を受けた子どもが多いことから、自分の気持ちを暴力以外の方法で伝えることができるよう、日常生活の中で具体的に援助します。
- 年齢に応じて、自分の感情や気持ちに気づき、社会的に認められる方法で伝えられるよう、セカンドステッププログラムなどのプログラムを導入します。
- 感情のコントロールができず、自分の気持ちを暴力で示してしまう子どもに対する対応について、周囲の子どもにアドバイスします。

## □6 子ども全員に対して性教育をおこなっている ⇒ 基礎編 47 ページ

- 入所前に、保護者から虐待を受けて暴力被害を受けていた子どもが多く、再被害を受ける可能性が高いことから、自尊感情を育み、性に関する正しい知識を、子ども全員がもてるよう、性教育の取り組みを検討します。
- 性教育の取り組みにあたっては、職員全員が研修を受け、基本的な知識を獲得します。
- 性教育を実施する目的について職員全員で共有します。
- 性教育の実施にあたっては、子ども集団に対する講義やロールプレイだけでなく、日常的に個別に実施するなどさまざまな手法を検討します。
- 保護者から性的虐待を受けて性的被害を受けた経過のある子どもや、その可能性のある子どもについては、子どもの意思を確認するなど個別に対応を協議します。

## □7 性的虐待や性被害を受けた子どもへの性教育を行っている

- 子ども全員を対象とした、年齢に応じた性教育の実施とは別に、性的虐待や性被害を受けた子どもが誤った知識や自分の身体に対するゆがんだ認知をもっていることが多いため、個別に、慎重に実施手法について検討します。
- 性的虐待や性被害を受けた子どもは、性教育を受けるにあたって、心の準備が必要になるため、実施するかどうか、実施手法等について子どもの意思を尊重します。
- 性教育を受ける意思を示していても、子どもによっては、性教育の実施中に、フラッシュバックや解離症状を示すリスクがあることを理解し、児童相談所や医師等と事前に対応について協議します。

## □8 施設内で性的加害・被害が起ったときの対応マニュアルを作っている

- 入所前に、性的虐待を受けて性被害を受けたことが明らかな子ども以外にも、家庭内で保護者の性行為を見たり、アダルトビデオで性行為を見せられたりしている子どもが多いことから、性的加害・被害が起こる可能性が高いことを施設全体で共有します。
- 子どもの性の発達から生じる性行動と、性的問題行動の違いについて理解し、職員全員で共有します。
- 子ども間に起った性的逸脱行動と、性的加害・被害（性暴力）の違いについて理解し、職員全員で共有します。
- 一人ひとりの子どものアセスメントと、子ども集団の力動や人間関係等のアセスメントをもとに、リスクを予測し、防止できるよう対応を協議します。
- 子どもの言動から性的加害・被害を疑った場合や、現実に発見した場合の組織的な連絡体制や、子どもへの聞き取りや対応について、事前に職員間で協議します。
- 子どもの言動から性的加害・被害を疑った場合や、現実に発見した場合の児童相談所との連携や、保護者対応等について、事前に職員間で協議します。
- 以上について職員全体で協議した内容をマニュアル化し、共有します。

## □9 児童相談所との連携による外泊や面会のマネジメントができる

- 児童相談所に対しては、入所前に児童記録や心理検査等の記録送付を依頼し、保護者対応において特別な配慮が必要な場合は、児童相談所に連絡し、入所前に協議を行い、具体的な対応について役割分担を行います。
- 保護者から虐待を受けてきた子どもや、保護者との関係が悪化している子どもなど、保護者と子どもの関係について、子どもの意思の確認とともに、定期的に児童相談所とともにアセスメントします。
- 子どもの意思や児童相談所とのアセスメントの結果、保護者宅への外泊や面会についての対応を決定し、保護者への説明や支援について児童相談所と役割分担します。
- 保護者との外出や外泊の間の様子を把握するとともに、その間に暴力や性的虐待があったことが疑われ、また確認できた場合は、児童相談所に速やかに連絡し、対応を協議します。

## □10 非加害親を中心とした家族への支援ができる

- 児童相談所に対しては、入所前に児童記録や心理検査等の記録送付を依頼し、保護者対応において特別な配慮が必要な場合は、児童相談所に連絡し、入所前に協議を行い、具体的な対応について役割分担を行います。
- 保護者から虐待を受けてきた子どもや、保護者との関係が悪化している子どもなど、保護者と子どもの関係について、子どもの意思の確認とともに、定期的に児童相談所とともにアセスメントします。
- 児童相談所とのアセスメントの結果、家族再統合を目標に家族への支援を進める場合は、その支援内容と役割分担について協議します。
- 保護者の生活状況の変化などの情報や保護者への支援の結果など情報を集約し、児童相談所と情報を共有し、必要に応じて支援計画を見直します。